

基本目標	施策の柱	施策の基本的な方向	体系番号	取り組み内容	説明	関連部署	
I ジェンダー平等の意識づくり	1 人権の尊重	(1)人権尊重意識の醸成	I-1-(1)-①	人権学習の充実	人権セミナー等を開催し、男女平等意識など性差で差別しない啓発を図ります。	庶務課・生涯学習課	
			I-1-(1)-②	人権啓発パンフレット等の作成・配布	「女性の人権」等の人権問題の啓発を図るため、パンフレット等を作成・配布します。	庶務課	
			I-1-(1)-③	人権相談の実施	地域や職場などにおける様々な差別問題に対応するため、人権擁護委員による人権相談を実施します。	庶務課	
			I-1-(1)-④	虐待やハラスメント等の人権侵害の防止	性差や年齢、障がいの有無等による虐待等の人権侵害を防止するため、周知や啓発、相談支援に努めます。	市民参加推進課・子育て支援課・長寿支援課・障がい福祉課	
		(2)性の多様性に関する啓発	I-1-(2)-①	性の多様性への理解促進 〈拡充〉	性自認や性的指向等を理由とする偏見や人権侵害をなくすため、性の多様性への理解が広まるよう、啓発に努めます。	庶務課・市民参加推進課	
		(3)メディアリテラシーの向上	I-1-(3)-①	メディア・リテラシーに関する情報提供	あふれる情報に対し主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシーに関する情報提供を行います。	市民参加推進課・学校教育課	
			I-1-(3)-②	刊行物作成ガイドブックの活用	「刊行物作成ガイドブック」を活用し、市が発行する印刷物等がジェンダー平等の視点に配慮した表現となるよう周知徹底を図るとともに、広報よしかわ等の表現が性別にとらわれない表現になっていないかチェックします。	政策室・市民参加推進課ほか	
			I-1-(3)-③	有害環境対策の推進	「埼玉県青少年健全育成条例」に基づき、性に対する誤った認識をもたらす有害な情報から青少年等を保護します。	学校教育課	
		2 ジェンダー平等教育の推進	(1)学校等におけるジェンダー平等教育の推進	I-2-(1)-①	ジェンダー平等の意識を高める教育環境の充実	性差による教育の差を撤廃し、男女平等の意識を高める教育を推進し、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力について指導します。	学校教育課・保育幼稚園課
	I-2-(1)-②			教職員等の理解向上	・学校教職員については、ジェンダー平等に関わる教育指導方法の研究の充実を図りながら教職員の理解を深め、その研究成果を活用し、学校ごとに教職員の育成を図ります。 ・保育所保育士や学童保育室指導員については、ジェンダー平等の意識を持って保育活動が行えるよう、研修を実施します。	学校教育課・保育幼稚園課	
	I-2-(1)-③			キャリア教育の充実	児童・生徒が、性別にとらわれず、個性や能力を活かした進路選択ができるよう、指導の充実を図るとともに、職場体験や福祉活動など様々な体験活動を行います。	学校教育課	
	I-2-(1)-④			教育の場への保護者や地域の参画促進	仕事を持つ保護者の参画を促すため、学校行事等の開催日時に配慮します。また、学校におけるジェンダー平等教育と地域における教育が連携して行われるよう、地域と住民が学校教育を見守る体制を推進します。	学校教育課	
	(2)家庭におけるジェンダー平等教育の推進		I-2-(2)-①	子育て情報・家庭教育情報の提供	性差にとらわれず育児参加できるよう「子育て応援ガイドブック」や広報・ホームページ等を通じ、子育てや家庭教育に関する情報を積極的に提供します。	健康増進課・子育て支援課	
			I-2-(2)-②	子育て講座・家庭教育講座の充実	性差にとらわれない家庭教育や子育てが行えるよう、子育て講座や家庭教育講座、男性の育児・家事参加に関する講座を実施します。	健康増進課・子育て支援課ほか	
	(3)地域におけるジェンダー平等教育の推進		I-2-(3)-①	ジェンダー平等に関する講座等の実施	ジェンダー平等に関する講座等を実施します。	市民参加推進課	
			I-2-(3)-②	学習情報の提供	ジェンダー平等に関する市の講座や団体等の情報提供の充実を図ります。	市民参加推進課・生涯学習課	
			I-2-(3)-③	男女共同参画地域リーダーの育成	講座等の開催を通じて、ジェンダー平等や男女共同参画に関する理解を深め、地域の発信役としてリーダーとなる人材を育成します。	市民参加推進課	
			I-2-(3)-④	各種事業の参加促進に向けた配慮	性別に関わらず、市が開催する講座や行事、事業などに参加しやすいよう、開催日時に配慮します。	関係各課	
	3 国際的視点に立った情報発信		(1)ジェンダー平等に関する情報発信の充実	I-3-(1)-①	多様な手段を活用した情報提供	ジェンダー平等に関する啓発を、従来の広報よしかわや市ホームページへの掲載、ポスターやチラシの掲示のほか、インターネットを活用するなど多様な手段を活用し、情報提供を行います。	市民参加推進課
				I-3-(1)-②	関連図書・資料の収集及び提供	ジェンダー平等に関する情報収集に努め、あらゆる機会を活用し、関連する図書や資料等を提供します。	市民参加推進課・市立図書館・生涯学習課
		I-3-(1)-③		啓発紙の発行	男女共同参画啓発紙を発行し、全戸配布を行います。	市民参加推進課	
		(2)多文化共生社会の地域づくり	I-3-(2)-①	国際的な視点に立ったジェンダー平等の推進	SDGsにおける「ジェンダー平等」をはじめとする男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集し提供に努めます。また、多文化共生を推進するため、外国の男女共同参画の状況やライフスタイル等について、理解が深まる機会の提供に努めます。	市民参加推進課	
			I-3-(2)-②	地域の多文化共生の推進	・転入者した外国人に対する「多言語ガイドブック」の配布や、多言語による市ホームページへの掲載など、年々増加している外国人の配慮に努めます。 ・地域において、外国文化や風習を学ぶことができるよう、外国出身の講師や団体等を派遣する「多文化共生講師派遣事業」を行います。	市民参加推進課	

基本目標	施策の柱	施策の基本的な方向	体系番号	取り組み内容	説明	関連部署
Ⅱ 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり	1 暴力を許さない意識の醸成	(1)DV等の防止に向けた理解促進	Ⅱ-1-(1)-①	配偶者等に対するあらゆる暴力根絶に向けた情報発信	DVのほか、性犯罪や売買春、人身売買、ストーカー行為等、人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めます。また、DV防止に関する情報を広報紙や市ホームページ、男女共同参画情報紙、ポスター、リーフレットなどさまざまな媒体を通じて提供します。	市民参加推進課
			Ⅱ-1-(1)-②	DV防止地域サポーターの育成	「DV防止地域サポーター講座」を開催し、DV防止に関する理解を深め、情報を地域に発信するDV防止地域サポーターを育成します。	市民参加推進課
			Ⅱ-1-(1)-③	学習機会の提供	地域におけるDVへの理解を深めるため、DVについての出前講座を実施するなど、学習機会の充実に努めます。	市民参加推進課
		(2)若年者に対する予防啓発の推進	Ⅱ-1-(2)-①	人権尊重と暴力を許さない学校教育	学校における「ジェンダー平等」や「暴力を許さない」という人権教育の充実に努めます。	学校教育課
			Ⅱ-1-(2)-②	デートDV防止に関する啓発	若い恋人同士間に起こる「デートDV」を防止する啓発を実施します。	市民参加推進課
		2 ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援	(1)DV被害者等に対する相談体制の充実	Ⅱ-2-(1)-①	DV被害者等に対する相談支援窓口の周知	「配偶者暴力相談支援センター」などDVに関する相談支援窓口の周知に努めます。
	Ⅱ-2-(1)-②			相談員の資質の向上	相談員が被害者の状況に応じて適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民参加推進課
	(2)被害者の安全確保と緊急避難		Ⅱ-2-(2)-①	緊急時の安全確保	緊急避難時においては、緊急一時保護の依頼、または同行支援、緊急支援助成事業の実施など、被害者の状況に応じた安全確保や支援を行います。	市民参加推進課
			Ⅱ-2-(2)-②	被害者等の個人情報保護の徹底	被害者の状況に応じて支援措置制度を適用し、住民票や戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して被害者の所在を探索することから被害者を守ります。また、関係部署において個人情報保護の管理を徹底します。	市民課ほか
	(3)自立のための支援体制の充実		Ⅱ-2-(3)-①	司法手続き等の利用助言	裁判所が加害者に対して発する「保護命令制度」や、法テラス等の手続きなど、必要な説明や助言を行います。	市民参加推進課
			Ⅱ-2-(3)-②	生活・経済的支援	生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、健康保険やひとり親家庭のための制度等について、必要な助言や申請援助を行うとともに、被害者の生活の自立に向けた支援を行います。	市民参加推進課・地域福祉課・子育て支援課ほか
			Ⅱ-2-(3)-③	住宅確保支援	被害者の状況に応じて、母子生活支援施設や県営住宅の臨時的人居制度等について必要な助言や申請援助を行うほか、住居確保給付金を活用した住宅確保支援を行います。	市民参加推進課・地域福祉課ほか
			Ⅱ-2-(3)-④	子どもに対する連携支援	児童虐待とDVが密接な関係にあることから、「要保護児童対策地域協議会」において支援や見守りを必要とする世帯の様子を把握し、加害者対策や心のケア、配慮など、適切な対応と支援を行います。	市民参加推進課・子育て支援課・学校教育課
	(4)市民・関係機関との連携強化		Ⅱ-2-(4)-①	包括的な支援体制の構築 〈拡充〉	虐待や生活困窮等、住民が抱える複雑化・複合化した課題に対し、福祉分野と連携し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、包括的な支援体制を構築します。	市民参加推進課・地域福祉課ほか
			Ⅱ-2-(4)-②	関係機関や関係部署間の情報共有と連携	「DV及び児童虐待防止担当者連絡会議」や「ケース検討会」等の実施を通じて、関係機関や関係部署やが連携して必要な情報の共有と適切な被害者支援を行うとともに、加害者の追求に対する適切な対応ができるよう、二次被害の防止や性暴力被害者等に関する理解を深めます。	市民参加推進課ほか
			Ⅱ-2-(4)-③	DV防止地域サポーターの養成	DV防止地域サポーター養成講座を通じて、DVに関する知識を深め、地域のDV防止に繋がる情報発信ができる人材を増やします。	市民参加推進課

基本目標	施策の柱	施策の基本的な方向	体系番号	取り組み内容	説明	関連部署
Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	1 健康で自立した生活支援	(1)いのちと性を尊重する環境づくり	Ⅲ-1-(1)-①	学校における性教育の推進	児童や生徒の発達段階に応じた性教育の指導を行います。	学校教育課
			Ⅲ-1-(1)-②	性教育の研究と充実	健康指導や学校教育の場において、学校や関係機関と連携のもと研究を行い、性教育指導を行います。	学校教育課・健康増進課
			Ⅲ-1-(1)-③	健康診査・がん検診・健康相談・健康教育の推進	各種健康診査・がん検診・健康相談の実施や、健康づくりに関する学習機会・情報の提供などにより、生活習慣病の予防や疾患の早期発見に努めます。	健康増進課
		(2)性差や年代に応じた心と身体の健康と生活支援	Ⅲ-1-(2)-①	こころとからだの相談窓口の充実	心や身体に関わる悩みに対し、専門知識を持った精神保健福祉士や保健師など専門知識を持った者が対応できる相談支援体制の充実に努めます。	健康増進課・地域福祉課
			Ⅲ-1-(2)-②	母子保健事業の充実	妊娠・出産における母子の健康を守るため、母子手帳の発行や母親（両親）学級の実施、新生児訪問などを行います。父親の理解・協力についての啓発を行います。	健康増進課
			Ⅲ-1-(3)-③	男性の生活技術向上に関する支援	食事づくりや食育について学べる出前講座の実施や特定個別保健指導でのアドバイスなど、家事等が苦手な男性のための生活技術力向上に関する支援を行います。	健康増進課・生涯学習課
			Ⅲ-1-(4)-④	スポーツを通じた健康づくり	性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを通じた健康づくりができるスポーツ事業の実施や体育施設の開放等、地域におけるスポーツ活動の普及・促進に努めます。	スポーツ推進課
	2 ともに支え合う地域社会づくり	(1)協働によるジェンダー平等の推進	Ⅲ-2-(1)-①	市民企画事業の実施	協働により、フォーラムやイベント、講座等、様々な市民を対象とした男女共同参画事業を積極的に実施します。	市民参加推進課
			Ⅲ-2-(1)-②	市民活動団体への支援	男女共同参画に関係する事業等を積極的に実施している市民団体活動を支援し、男女共同参画の推進を図ります。	市民参加推進課
			Ⅲ-2-(1)-③	民生委員・児童委員活動の支援と連携	地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の資質の向上のための研修や勉強会等を開催します。また、地域におけるジェンダー平等についての周知に努めます。	市民参加推進課・地域福祉課
			Ⅲ-2-(1)-④	男女共同参画地域リーダーの活用	地域において男女共同参画の推進に繋がる情報発信ができる人材を登録し、男女共同参画に関する講座等の情報を提供します。	市民参加推進課
		(2)「市民交流センターおあしす」による男女共同参画の推進	Ⅲ-2-(2)-①	男女共同参画啓発事業の積極的な実施	「おあしすより」への男女共同参画記事の掲載や、男女共同参画コーナーの管理、男女共同参画に関する講座の開催など積極的に行います。	おあしす
			Ⅲ-2-(2)-②	おあしす男女共同参画コーナーなどの充実	おあしす職員が男女共同参画に関する知識を理解し情報発信能力を高めるため、研修等を積極的に受講します。	おあしす
			Ⅲ-2-(2)-③	おあしす職員の理解向上	おあしす職員が男女共同参画に関する知識を理解し情報発信能力を高めるため、研修等を積極的に受講します。	おあしす
		(3)切れ目のない子育て支援	Ⅲ-2-(3)-①	子育てに関する相談支援体制の充実	子育てに関する必要な情報を発信するとともに、様々な相談に対応できるよう、子どもと家庭の相談や母子・父子自立支援相談、教育相談、乳幼児健診・乳幼児相談のほか、子育て世代包括支援センター や子育て支援センターにおける相談事業の充実に努めます。また、子育て家庭総合支援拠点を整備し、子育て支援センターと連携した一体的な支援に努めます。	健康増進課・子育て支援課
			Ⅲ-2-(3)-②	配慮を要する子どもや家庭への支援	ひとり親家庭や、障がいのある子どもを養育している家庭、経済的な問題を抱える家庭等に対して、子育て支援サービスの提供や経済的支援を行います。	子育て支援課・障がい福祉課・地域福祉課
			Ⅲ-2-(3)-③	多様な保育・育児環境の充実	保護者の就労等に応じた保育ニーズに対応できるよう、0歳児保育や延長保育、病児・病後児保育等、乳幼児の保育事業や学童保育事業とともに、ファミリー・サポート・センター事業 において、援助活動を行う協力会員の確保に努め、子育て支援環境の充実に努めます。	保育幼稚園課・子育て支援課
			Ⅲ-2-(3)-④	地域の子育て支援拠点の充実	児童館や子育て支援センターなど、子どもたちや子育て家庭の身近な地域の子育て支援拠点の充実に努めます。また、放課後子ども教室や地域寺子屋事業など、地域で子どもたちを見守る事業を支援します。	子育て支援課、生涯学習課・学校教育課
			Ⅲ-2-(3)-⑤	地域の子育てネットワークの活性化と世代間交流の支援	子育てグループの育成や子育てネットワークの支援を行い、地域の子育てネットワークの活性化を図ります。また、子育て家庭の交流を深めるとともに、中高生や高齢者と乳幼児とのふれあい事業等を実施し地域の世代間交流を図ります。	子育て支援課
		(4)ともに支える介護支援	Ⅲ-2-(4)-①	介護・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減	介護が必要な高齢者とその家族に対し「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携し、サービスの提供を行います。	長寿支援課
			Ⅲ-2-(4)-②	障がい福祉サービスの周知と介護負担の軽減	介助・介護が必要な障がい者（児）とその家族に対し、「障がい福祉計画」に基づき、関係機関と連携し、サービスの提供を行います。	長寿支援課
			Ⅲ-2-(4)-③	介護予防事業の実施	地域の中で、いきいきと健康で自立した生活が送れるよう、介護予防事業を実施します。	長寿支援課
			Ⅲ-2-(4)-④	地域で支える介護者支援	誰もが地域の中で、気軽に悩みについて相談できるよう、介護者にとって身近な相談支援の確保に努め、介護者の負担軽減を図ります。	長寿支援課
(5)多様な視点に立った減災対策 〈拡充〉	Ⅲ-2-(5)-①	多様な市民が参画する減災対策	地域住民や団体等と連携しながら減災対策をすすめる中で、多様なニーズを理解し配慮できるよう女性等の多様な立場の方の参画に努めます。	危機管理課		
	Ⅲ-2-(5)-②	減災リーダー等の促進	減災リーダー認定講習会の開催を通じて、減災対策に多様な視点の反映や防災・減災に関する自主的な行動力を高める人材育成に努めるほか、女性消防団員の登用促進に努めます。	危機管理課		
	Ⅲ-2-(5)-③	多様な視点に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定支援	各避難所の開設・運営マニュアルの策定において、多様な視点の配慮に努めます。	危機管理課		

基本目標	施策の柱	施策の基本的な方向	体系番号	取り組み内容	説明	関連部署	
IV 女性も活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定への女性の参画推進	(1)多様な市民の市政参画の促進	IV-1-(1)-①	審議会・委員会等への女性委員登用の促進	審議会・委員会等における女性の登用を促進し、政策・方針決定への女性の参画を進めるため、関係部署等に対し、審議会等への女性の登用の周知と、「女性人材リスト」を活用した人材情報提供を行いながら、登用状況の把握を行います。	市民参加推進課	
			IV-1-(1)-②	多様な提案機会の充実	市の重要施策の立案や実施に際し、意見提案ができるよう、ハブリックコメントや地域ヒアリングなど、さまざまな市民参画の機会を提供します。	市民参加推進課	
			IV-1-(1)-③	まちづくりに関する学習機会の提供	まちづくりに関心を持ち、多様な提案ができるよう、市民説明会等、まちづくりに関する学習機会等を提供します。	政策室ほか	
		(2)女性のエンパワーメントの拡大	IV-1-(2)-①	地域における女性参画の促進	地域で活躍する女性の先進事例やロールモデルを紹介するなどの啓発を行い、女性の参画促進を図ります。	市民参加推進課	
			IV-1-(2)-②	女性リーダーの育成	機会を捉えて女性リーダーの発掘に努め、「女性リーダー人材リスト」の充実を図ります。また、また、国や県などが主催する講座やシンポジウム等について情報提供を行い、女性リーダーの知識向上の機会を提供します。	市民参加推進課	
			IV-2-(1)-①	事業所への男女共同参画の理解促進	働く場における男女共同参画についての啓発に努め、多様な働き方実践企業（埼玉県事業）の取得を促進します。	商工課	
	2 多様な働き方への支援	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の促進	IV-2-(1)-②	職場におけるハラスメント防止の啓発	働きやすい職場づくりを阻害する要因となる様々なハラスメントを防止するため、事業主へ積極的に対策を講ずるよう啓発に努めます。	商工課	
			IV-2-(1)-③	労働問題に関する情報提供	就業環境や労使関係に関する相談窓口の情報提供を行います。	商工課	
			IV-2-(2)-①	就労支援の充実	就職活動相談や就職活動セミナーを実施し、就労に関する支援及び情報提供を行います。また、求人情報の提供や市内合同就職面接会を実施し就労機会の充実を図ります	商工課	
		(2)誰もが能力を発揮できる就業支援	IV-2-(2)-②	職業能力開発の推進	女性の職業能力開発に向けた講座やイベントの情報提供を行うとともに、関係団体等を支援します。	商工課ほか	
			IV-2-(3)-①	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集と提供	事業所や勤労者に対し、子育て・介護・地域活動・趣味などの生活と仕事との両立を図るワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。	商工課・市民参加推進課	
		IV-2-(3)-②		次世代に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	次世代を担う子どもたちを対象に、学校等の男女平等教育の中で、ワーク・ライフ・バランスの重要性について伝えます。	学校教育課	
		3 市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍	(1)女性も活躍しあらゆる職員の視点が活かされる市政運営	IV-3-(1)-①	女性活躍推進法に基づく特定事業主計画の進行管理	特定事業主行動計画に掲げる目標達成のための取り組みや、取組状況の公表、計画の検証等の進行管理を行い、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、市が先頭に立って積極的に取り組みます。	政策室
				IV-3-(1)-②	女性管理職登用の推進	市職員の管理職への女性登用率30%を目指し、庁内連絡会議等を活用した研究や、女性職員のキャリア支援に資する研修を行い、性別に捉われない登用を推進します。	政策室
				IV-3-(1)-③	庁内におけるハラスメント防止	働きやすい職場づくりを阻害する要因となる様々なハラスメントを防止するため、庁内相談窓口の充実や職員へ周知を図ります。	政策室
	(2)ワーク・ライフ・バランスの早期実現に向けた支援		IV-3-(2)-①	市の率先した推進	適正な定数管理やノー残業デーの実施等による時間外勤務の削減、育児・介護休業制度の利用促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを配慮した取り組みに努めます。	政策室	
			IV-3-(2)-②	職員自ら学ぶワーク・ライフ・バランス	職員一人一人が多様な人材・働き方を理解し、皆が活躍できる職場づくりを考えることや、業務改善による生産性の向上等、ワーク・ライフ・バランスに資する研修を行います。	政策室	
			IV-3-(2)-③	男性職員の育児参加の促進 〈拡充〉	配偶者出産休暇や育児参加休暇の取得を積極的に促し、男性の育児参加を促進し、育児中の職員を支えあつ環境づくりに努めます。	政策室ほか	
	(3)育児・介護をしながら働く職員への支援		IV-3-(3)-①	出産・育児を控える職員への両立支援	出産・育児を控えている職員に対し、各種両立支援制度（育児休業・配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を行います。	政策室ほか	
			IV-3-(3)-②	育児休業者等の所属職場との連絡体制確保	育児休業等の取得前後において、所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行います。	政策室	
			IV-3-(3)-③	育児や介護に係る休暇制度の充実	職業生活と家庭生活との両立を推進するため、育児や介護に係る休暇制度の充実を図ります。	政策室	